

【記入例】協議離婚

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

(宛先) 大田 区 長

受理	令和 年 月 日		
第 号			
通知(送付)	令和 年 月 日		
第 号			
書類別表	戸籍記載	記載別表	調査票
附 票	住 民 票	通 知	

(フリガナ) 夫	ミンジ タロウ	妻	ミンジ ハナコ
氏 名	民事 太郎		民事 花子
生 年 月 日	昭和 54 年 1 月 1 日		昭和 55 年 2 月 3 日
住 所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番地 1-101 〇〇マンション		東京都杉並区高円寺北一丁目 1 番地 コーポ△△

本 籍	東京都大田区蒲田一丁目1 番地		
筆頭者の氏名	民事 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 民事 一郎	続き柄 二男	妻の父 戸籍 太郎
父母との続き柄	母 民事 一子		母 戸籍 業子
養父母の氏名	養父	続き柄 養子	養母
養父母との続き柄			養女

離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 年 月 日成立
	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 年 月 日認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	<input type="checkbox"/> 年 月 日確定
婚姻前の氏にもとどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもとどる	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	

未成年の子の氏名	東京都千代田区九段南一丁目1 番地 筆頭者の氏名 戸籍 太郎
父母双方が親権を行う子	
父(夫)が親権を行う子	未成年の子がいる場合は、フルネームで記載してください。
母(妻)が親権を行う子	
親権者の指定を求め家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

協議離婚後親権者の定めをした場合	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思表示を、真意に基づいて合意した。
協議離婚後共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思表示を、真意に基づいて合意した。	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意思表示を、真意に基づいて合意した。

連絡先	夫 電話 08 (5744) 1111
	妻 電話 08 (5321) 1111
	夫 自宅・携帯・勤務先
	妻 自宅・携帯・勤務先

(6) 同居の期間	令和 4 年 4 月 から 令和 8 年 3 月 まで
(7) 別居する前の住所	東京都千代田区霞が関一丁目1 番地 1 号
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>
(10) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業

届出人署名(※押印は任意)	夫 民事 太郎 印	妻 民事 花子 印
---------------	-----------	-----------

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	甲山 健二 印 乙川 竹子 印
生 年 月 日	昭和 54 年 1 月 1 日 昭和 55 年 2 月 3 日
住 所	東京都杉並区宮前一丁目 1 番地 1 号 大田ビル 東京都渋谷区宇田川町一丁目 1 番地 1 号
本 籍	東京都杉並区荻窪一丁目 1 番地 1 東京都渋谷区宇田川町一丁目 1 番地 1

□にはあてはまるもの以外の□にするしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
 届出を始めたときから戸籍簿式を印刷した戸籍簿を始めた年月日から書き換えてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について
<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担: 子の身の回りの利益を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うと取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。
親子交流について
<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について
<input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input checked="" type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきこととまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 子どものための共同養育計画書 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

◎署名は必ず本人がしてください。

協議離婚の届出人は夫と妻の2人です。必ず本人が署名してください。押印は任意です。

い。

◎証人
 協議離婚の場合は、成年の証人2名以上が必要です。

一名必ず

協議離婚の場合、3項目についてそれぞれ当てはまる方にチェックしてください。

上記3項目のチェック欄について、不明な点がある場合は、QRコードから確認してください。

未成年の子がいる場合は、子の親権者を必ず決めなければなりません。子の氏名を該当する欄に記載してください。
 未成年(18歳未満)の子全員について、親権を行う方の欄に氏名を記入してください。親権者の指定を求め家事審判又は家事調停の申立てがされている子の欄は、家庭裁判所に申立てしている子を記入してください。

協議離婚の場合には内容を確認し、本人がそれぞれチェックをしてください。

日中、連絡がつく連絡先をご記入ください。